2026年の試行について

●2024年からの継続事項

①大会名に「～女声合唱の祭典～」を付記する。

「全日本おかあさんコーラス関西支部大阪大会～女声合唱の祭典～」

☆目的：おかあさんコーラスに限らず「女声合唱団」ならば参加可能な大会とアピールし、

一般女声合唱団の参加を促したい。

②規定内での「男性」の大会参加を認める。※ただし楽譜内の音高で歌うこと（アルト以上）

大会規定）主として成人女性で編成された総数6名以上

※主としては「8割以上」、成人は「18歳以上・高校生は含まない」

→出演総数の2割未満ならば、男性の参加を認める。

☆目的：男性を含む一般女声合唱団の参加ができるようにしたい。

③支部大会への未加盟団体参加を認める。※採用は支部に一任する。

☆目的：未加盟団体の参加を増やすため。

Ｑ 加盟している複数の合唱団が合同して参加することはできますか？

◇合同合唱団の参加資格緩和（2026年度から実施）

**現行**：加盟している複数の合唱団が合同して参加する場合、合同合唱団として加盟が必要。

↓

**変更後**：合同する合唱団が全て加盟していれば合同合唱団が改めて加盟しなくても参加できる。

・団員は単独と合同両方で参加しても構わない。

・合同合唱団の名称は、加盟合唱団同士の合同合唱団であることが分かる名称にすること。

・個々の団員は複数回出演しても構いません。

◇参加人数

Ｑ 「全国大会開催規定」には人数制限がありますが、地域大会では規定がないのですか？

Ａ 「地域大会開催規定」には参加人数に関しての規定はありません。各支部（地域合唱連盟）それぞれの規定によります。

２．全国大会開催規定について

◇演奏曲目など

Ｑ 支部大会の曲目を変更しても構わないですか。

Ａ 制限時間（曲間を含め８分）以内であれば、曲目、曲数、曲順などを変更しても構いません。また、

伴奏楽器、演出など演奏形態の変更も構いません。

◇参加人数など

Ｑ 支部大会時の参加人数から変更があっても構わないですか。

Ａ 人数の増減は構いません。ただし、全国大会では、指揮者および伴奏者を除いて６名以上（※）で

あることが条件になります。また、指揮者・伴奏者の変更も構いません。

（※）2021年度より8名→6名に変更